



対応方針

◎ 外国人の新規入国制限の見直しにおいて、留学生及び技能実習生については、2021年11月8日以降、一定の要件（※1）を満たす教育機関や企業等の受入れで、在留資格認定証明書の作成日が早い者から段階的に業所管省庁へ申請できることとされています。

【留学】	【在留資格認定証明書の作成日】
2021年11月の利用対象者	→ 2020年1月1日から2020年 3月31日まで
2021年12月の利用対象者	→ 2020年1月1日から2020年 9月30日まで
2022年 1月の利用対象者	→ 2020年1月1日から2021年 3月31日まで（※2）

【技能実習】	【在留資格認定証明書の作成日】
2021年11月の利用対象者	→ 2020年1月1日から2020年 6月30日まで
2021年12月の利用対象者	→ 2020年1月1日から2020年12月31日まで
2022年 1月の利用対象者	→ 2020年1月1日から2021年 3月31日まで（※2）

※1 【留学】 出入国在留管理庁より留学生の在籍管理に関して「適正校」（新規校を含む。）である旨の通知を受けたこと。
【技能実習】 ①一般監理団体等による実習監理、②過去3年間で技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。
なお、その他の教育機関や企業等については、今後の水際対策等の状況に応じて受け入れていくことになります。

◎ 本措置の利用対象者については、利用対象となってもなく在留資格認定証明書の有効期間が経過する者が生じ得ることから（※2）、**本措置の利用対象者（業所管省庁から審査済証の交付を受けた者）に限り**、下記のとおり**在留資格認定証明書の有効とみなす期間を2022年4月30日まで延長**することとします。

※ 利用対象者のうち、在留資格認定証明書の再交付を受けた者についても、最初に交付を受けた在留資格認定証明書の交付時期に基づいて利用対象者として取り扱います。業所管省庁への申請に当たっては、再交付された在留資格認定証明書の写しの上欄余白部分に、最初に交付された在留資格認定証明書に係る作成年月日及び申請番号を記載してください。

これまでの取扱い	本措置の対象となる留学生、技能実習生に関する取扱い
対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降 2021年7月31日 までに作成されたもの	対象となる在留資格認定証明書 2020年1月1日以降 2021年3月31日 までに作成されたもの
有効とみなす期間 2022年1月31日まで	有効とみなす期間 2022年4月30日まで

※ 2022年2月以降の利用対象者（当該月に業所管省庁へ申請を行うことができる者。作成日が2021年4月1日以降の在留資格認定証明書をお持ちの方。）の取扱いについては、本措置の実施状況を踏まえ、改めてお知らせいたします。